

令和3年6月25日

ご家族様 各位

社会福祉法人ウエルガーデン
ウエルガーデン大宮 施設長 松田 千代

当面の面会について

6月20日をもって東京都を含む9都道府県の緊急事態宣言が解除され、東京都は蔓延防止重点措置に移行、埼玉県は蔓延防止重点措置が延長されることになりました。しかし、現状は変異ウイルスへの置き換わりにより、日々未だ多くの感染者が報告されておりリバウンドが心配されるところでもあります。

ウエルガーデン大宮においては、5月21日よりワクチンの接種が進みはじめ、接種を希望され接種可能と判断されたご入居者、職員は、最終グループが6月16日にワクチン接種を終了しました。専門医等によれば2回目の接種終了から10日から2週間ほどで中和抗体が機能するようになると言われております。現時点で接種されたご入居者は感染リスク・発症リスク・重症化リスクが低下致しましたが、100%予防できるというものではないとの事です。また、施設内には身体的事情により接種できなかったご入居者がいらっしゃることもあり、現時点で過去の様な面会方法に戻ることはできない状況ですが長期にわたる面会制限の中、ご入居者ご家族のお気持ちに配慮し面会の緩和をさせて頂く事と致しました。

今後は「ステップ1：ご入居者のみ接種が終了し2週間が経過した段階」、「ステップ2：職員までが接種を終了し2週間が経過した段階」、「ステップ3：ご家族が接種を完了し2週間が経過した段階」、「ステップ4：国民の集団免疫ができたと発表される段階」など、その段階に合わせて徐々に緩和していく予定ですので当面はステップ2の段階で対応をさせて頂きます。但し、蔓延防止重点措置区域が発令されている地域の方については、都県境を跨がる不要不急の移動は自粛するよう要請があることから下記の通りとさせて頂きます。施設は集団でご入居者が生活されており、ご入居者の介護を担う職員の感染予防も重要であることをご理解頂き、引き続きご協力を宜しくお願い致します。

記

1. ワクチン接種終了したご入居者

- ① 令和3年7月1日より接種を終えたご入居者は条件付きの対面面会を可能に致します。
- ② 埼玉県以外の蔓延防止重点措置区域の方はオンライン面会のみとし、解除後、ご面会可能となります。
- ③ 予約制としますので必ずお電話で事前予約をお取りいただき、面会時間は15分以内の厳守をお願い致します。
- ④ 面会場所は指定させて頂きますので、飛沫防止の衝立越しをお願い致します。
- ⑤ 面会者の人数は2名までとさせて頂きます。
- ⑥ マスク着用の上、フェイスシールドをご持参いただき着用してご面会して下さい。

- ⑦ 面会中はソーシャルディスタンスを図り、飲食は絶対にしないでください。持参された場合は職員にお預け下さい。
- ⑧ 面会前に必ず手洗い・消毒・検温をお願いします。面会前1週間の間に体調不良があった場合は面会キャンセルをお願いします。
- ⑨ 不要不急の外出や外食はお断りさせていただきます。

※ワクチン接種後も感染しないわけではない事をご理解願います。

2. ワクチン未接種のご入居者

- ① 未接種であるご入居者は、オンライン面会の継続、又はガラス越しの面会をお願い致します。
- ② 埼玉県以外の蔓延防止重点措置区域の方はオンラインのみとし、解除後、ご面会可能となります。
- ③ 予約制となりますので必ずお電話で事前予約をお取りください。

3. ご面会者が2回目のワクチンを接種し2週間以上経過している場合

- ① 埼玉県以外の蔓延防止重点措置区域の方はオンライン面会のみとし、解除後、ご面会可能となります。
- ② 予約制となりますので必ずお電話で事前予約をお取りください。
面会者の接種済書（1回目と2回目の接種日が分かるもの）又は自己申告書を提出して頂くことで面会時間の延長（最大30分）
- ③ ワクチン接種が終了しているご入居者は、同伴家族全てがワクチン接種終了している場合に限り、外出・外食を可能と致します。
- ④ ワクチン未接種のご入居者については、ご家族全員が2回目のワクチン接種し2週間が経過している場合は①②の同様の対応可能と致します。

※面会場所を定めている為、多くの方に面会をして頂きたく時間制限を設けさせて頂いております事をご理解願います。

4. 通常面会の解禁

ご入居者・職員にワクチン接種ができない状況の人がいる事から当面は期日を定めず、一般の方々にワクチン接種ができ、集団免疫が得られたとの判断が厚労省等の専門機関より通達があった後、解禁を検討しご連絡させていただきます。

以上

ご不明な点やご質問等がございましたら、お気軽に生活相談室までご連絡下さい。

連絡先：048-667-0038

生活相談室：飯泉 太田 竹内 安藤